

| |
|--|
| 平成 20 年 12 月 8 日 まちづくり調整・都市整備委員会 都 市 整 備 局 |
|--|

みなとみらい21地区のエリアマネジメント業務を担う 新たな公益的法人の設立について

1 趣旨

これまでみなとみらい21地区では、株式会社 横浜みなとみらい二十一（以下、「YMM」という。）が、開発事業者との調整業務などを中心に当地区の街づくりに重要な役割を果たしてきました。

しかし、当地区の開発も着工から25年余りが経過し街の成熟が着実に進んでおり、今後とも地区の魅力を高め、質の高い良好な都市環境の維持・向上が求められています。

そのため、地区内の多様な主体が自主的によりきめ細かなエリアマネジメントを推進する必要があることから、立地企業、施設運営者などの参画のもと新たに社団法人（以下、「新法人」という。）を設立します。

2 新法人の概要

(1) 名称

一般社団法人 横浜みなとみらい21（仮称）

(2) 法人種別

公益法人制度改革関連3法（平成20年12月1日施行）に基づく一般社団法人として設立し、エリアマネジメントという公益的事業を担っていくことから公益社団法人への認定を目指します。

(3) 業務

- ・「みなとみらい21街づくり基本協定」の運用などの街づくり調整
- ・地球温暖化対策などの環境対策
- ・防災、防犯対策
- ・広報誌、ウェブサイトなどによる情報発信
- ・イベントなどによるにぎわいの創出
- ・その他

(4) 新法人への支援策

みなとみらい21地区のエリアマネジメントという事業の公益性を考慮し、新法人に対する職員派遣、事業費の補助等を検討しています。

3 スケジュール

平成21年2月 設立登記完了

4月 業務開始

※なお、新法人の設立に伴い、YMMは3月末日をもって解散予定です。

【参考】横浜市中期計画における目標 平成20年度：新たな公益的法人の設立